

## 2017年度 指導員、準指導員受検者養成講習会

本講習会は、全日本スキー連盟基礎スキー検定規程第9条第1項第4号に規定する「加盟団体が主催する養成講習会」とする。

### 第1回 指導員・準指導員受検者養成講習会（実技）

【会 期】 2016年12月29日（木） ～ 2017年 1月 3日（火）  
 【会 場】 鳥取県 だいせんホワイトリゾート  
 【本 部】 ホテル大山 しろがね荘 TEL 0859-52-2211  
 【受 付】 8：00～9：00  
 【主 催】 山口県スキー連盟  
 【講 師】 ブロック技術員及び指導員  
 【受 講 料】

	指導員	6日間	12,000 円		準指導員	6日間	17,000 円
		5日間	11,500 円			5日間	15,500 円
		4日間	10,500 円			4日間	14,000 円
		3日間	9,000 円			3日間	12,000 円
		2日間	7,000 円			2日間	9,500 円
		1日間	4,500 円			1日間	6,000 円

【宿 舎】 ホテル大山 しろがね TEL 0859-52-2211 宿泊料各自負担  
 【申 込 先】 〒742-0021 柳井市柳井7848-15 滝本 美保  
 【締 切 日】 2016年12月9日（金） 必着

### 第2回 指導員・準指導員受検者養成講習会（実技）

【会 期】 2017年 1月14日（土） ～ 2017年 1月15日（日）  
 【会 場】 広島県 芸北国際スキー場【予定】  
 【本 部】 国際ロッジ TEL 0826-35-0047  
 【受 付】 9：00～9：30  
 【主 催】 山口県スキー連盟  
 【講 師】 ブロック技術員  
 【受 講 料】

	指導員	3日間	9,000 円		準指導員	3日間	12,000 円
		2日間	7,000 円			2日間	9,500 円
		1日間	4,500 円			1日間	6,000 円

【宿 舎】 国際ロッジ 宿泊料各自負担  
 【申 込 先】 〒742-0021 柳井市柳井7848-15 滝本 美保  
 【締 切 日】 2016年12月9日（金） 必着

### 第3回 指導員・準指導員受検者養成講習会（実技 理論）

【会 期】 2017年 1月28日（土） ～ 2017年 1月29日（日）  
 【会 場】 山口県 十種ヶ峰スキー場  
 【本 部】 十種ヶ峰スキー場ロッジ  
 【受 付】 8：00～9：00  
 【主 催】 山口県スキー連盟  
 【講 師】 ブロック技術員及び指導員  
 【受 講 料】

	指導員	2日間	7,000 円			2日間	9,500 円
		1日間	4,500 円			1日間	6,000 円

【宿 舎】 十種ヶ峰ロッジ 宿泊料各自負担  
 【申 込 先】 〒742-0021 柳井市柳井7848-15 滝本 美保  
 【締 切 日】 2016年12月9日（金） 必着

#### 第4回 指導員・準指導員受検者養成講習会（実技）

【会 期】 2017年 2月4日（土） ～ 2017年 2月5日（日）  
【会 場】 広島県 県民の森スキー場  
【本 部】 県民の森公園センターホテル  
【受 付】 8：00～9：00  
【主 催】 山口県スキー連盟  
【講 師】 ブロック技術員及び指導員  
【受 講 料】 指導員 3日間 9,000 円 3日間 12,000 円  
2日間 7,000 円 2日間 9,500 円  
1日間 4,500 円 1日間 6,000 円  
【宿 舎】 県民の森公園センターホテル 宿泊料各自負担  
【申 込 先】 〒742-0021 柳井市柳井7848-15 滝本 美保  
【締 切 日】 2016年12月9日（金） 必着

#### 第5回 指導員・準指導員受検者養成講習会（実技）

【会 期】 2017年 2月11日（土） ～ 2017年 2月12日（日）  
【会 場】 広島県 芸北国際スキー場【予定】  
【本 部】 国際ロッジ TEL 0826-35-0047  
【受 付】 9：00～9：30  
【主 催】 山口県スキー連盟  
【講 師】 ブロック技術員  
【受 講 料】 指導員 3日間 9,000 円 準指導員 3日間 12,000 円  
2日間 7,000 円 2日間 9,500 円  
1日間 4,500 円 1日間 6,000 円  
【宿 舎】 国際ロッジ 宿泊料各自負担  
【申 込 先】 〒742-0021 柳井市柳井7848-15 滝本 美保  
【締 切 日】 2016年12月9日（金） 必着

#### \*指導員の養成講習修了報告書の発行

- 1 全日本スキー連盟スキー指導者検定規程第20条第1項(4)に規定する養成講習修了報告書については、次の条件が満たされた者について発行する。
  - (1) 指導員受検者養成講習（理論）を受講した者
  - (2) 第1回～第4回（実技）指導員受検者養成講習を6日以上受講した者。  
ただし、西日本ブロックで行う「指導員受検特別養成講習会」を受講した者は、その日数は、6日の中に含めるものとする。
- 2 終了した養成講習の有効期間は3ヶ年とする。

#### \*準指導員の養成講習修了報告書の発行

- 1 全日本スキー連盟スキー指導者検定規程第32条第1項(3)に規定する養成講習修了報告書については、次の条件が満たされた者について発行する。
  - (1) 準指導員受検者養成講習（理論）を受講した者
  - (2) 第1回～第4回（実技）準指導員受検者養成講習を6日以上受講した者。
- 2 終了した養成講習の有効期間は2ヶ年とし、実技実習22時間は受講年度のみとする。

#### \*スキー場の利用について

近年、スキー場において一部のルール違反（駐車場利用・進入禁止道路等）が指摘されています。ルールを守ってスキー場の利用を心がけてください。

#### \*名簿作成について

氏名、住所、連絡先、所属クラブを掲載した名簿を作成しようと思います。掲載事項等、不都合がございましたら、県連の方までお知らせください。